

◎新潟県告示第958号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和4年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
渡辺 元	整形外科	渡辺医院	新発田市大手町 1-7-6	R4.7.1
原田 雷太郎	内科	介護老人保健施設 サンクス米山	上越市柿崎区上 下浜219-5	R4.8.9